

地方自治法第199条第12項の規定により、延岡市長から令和元年8～10月に実施した監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年3月19日

延岡市監査委員 野 下 美智江

同 安 藤 辰 男

同 三 上 毅

【文書指摘事項に対する措置内容】

健康福祉部

高齢福祉課

指摘事項	措置内容
<p>○債権管理に関する事務</p> <p>生活援助員派遣手数料について督促状の発送がされていなかった。</p>	<p>(措置日：R1. 12. 11)</p> <p>収納状況確認をしているエクセル管理表を見直し、納期限までに支払いのない者には電話で催促を行い、納期限後2週間を経過しても支払いのない者には督促状の発送を行う。</p>

都市建設部

建築住宅課

指摘事項	措置内容
<p>○行政財産の目的外使用許可に関する事務</p> <p>一部に事務決裁の合議漏れが見られた。</p>	<p>(措置日：R2. 2. 25)</p> <p>担当者と担当係長で、関係課との連携などチェック体制を確認した。今後、合議漏れのないよう適切な事務処理に努める。</p>

建築指導課

指摘事項	措置内容
<p>○補助金等の交付に関する事務</p> <p>一部に予算執行伺に係る決裁者の誤りが見られた。</p>	<p>(措置日：R1. 12. 10)</p> <p>決裁前に事務決裁規程を常に確認し、決裁間も費目や調書等を再確認して、決裁者の誤りがないようにする。</p>

北川総合支所

地域振興課

指摘事項	措置内容
<p>○普通財産及び行政財産の貸付に関する事務</p> <p>一部に契約書を取り交わしていないものが見られた。</p>	<p>(措置日：R2. 2. 14)</p> <p>今後は公有財産取扱規則に定められた申出書書式を用いて申請を受け付け、契約書締結を行うこととし、関係者への周知も徹底する。</p>
<p>○指定管理者の手続に関する事務</p> <p>事業報告書の内容について不十分なものが見られた。</p>	<p>(措置日：R2. 2. 5)</p> <p>管理者に対し、実績報告の際、人件費を含めた収支報告を実施するよう指示した。</p> <p>また、今後においては、指定管理料を含む収支管理についても、通帳による管理を実施するよう指示し、本課においても確認を徹底する。</p>

市民サービス課

指摘事項	措置内容
<p>○し尿処理手数料に関する事務</p> <p>督促状が発送されていなかった。</p>	<p>(措置日：R2. 3. 6)</p> <p>現在の未納世帯への対応に加え、さらに訪問等を徹底し、未納となった場合は、督促状を適時発送するよう努める。</p>

産業建設課

指摘事項	措置内容
<p>○契約に関する事務</p> <p>一部に予算執行変更伺に係る決裁者の誤りが見られた。</p>	<p>(措置日：R1. 11. 26)</p> <p>誤りの原因について協議し、適正な処理となるよう、事務決裁規程の再確認を課員全員で行った。</p>

教育委員会

北川分室

指摘事項	措置内容
<p>○教育財産の目的外使用許可に関する事務</p> <p>一部に使用許可の手続きが適正でないものが見られた。</p>	<p>(措置日：R2. 1. 6)</p> <p>申請者に対しては、事前に連絡をとり合い、遺漏なきようにし、また、申請～許可までのマニュアルを作成し、全ての職員が、今後、目的外使用許可申請事務をチェックできるよう万全な体制とする。</p>